

# かんしょ品質評価研究会設置要領

## 1. 名称

この研究会の名称は「かんしょ品質評価研究会」（以下「研究会」）とする。

## 2. 目的

この研究会は、食品加工メーカー等の実需者、育種研究者及び関係機関が参画し、加工用途毎の特性に着目した適性品種の開発の加速化を図ることを目的とする。

## 3. 事業内容

### (1) 研究会の開催

研究会は、毎年1回（3月頃）開催し、試験結果の報告・検討を行う。

### (2) 品質評価試験の実施

品質評価試験はキッチンテスト（評価試験・詳細試験）及びライン試験を行う。

### (3) 対象とする用途

対象とする用途は、当面焼きいも、干しいも、ペースト、いもようかん、大学いも、ケンピ、チップ、用途開発、惣菜、色素、焼酎及びその他新用途とする。

### (4) 加工用かんしょに関する情報の収集及び発信

品質評価試験で得られた知見は、事務局において冊子等にとりまとめ、広く一般に公開する。

## 4. 供試系統の取り扱い（種苗法関係）

品質評価試験に供試する系統は、種苗法に基づく品種登録出願を予定している系統であるが、種苗法では、出願品種の種苗及び収穫物が出願の日から1年さかのぼった日前に業として譲渡されていた場合には、試験研究のためのものである場合を除き、品種登録できないとされている。

このため、栽培試験に供する系統の種苗は当該目的のみに使用し、第三者に譲渡することのないよう、十分注意するものとする。また、栽培試験に供した系統の収穫物の処分は、当該供試系統の育成責任者（以下、「育成者」）の指示に従うとともに、品質評価試験に供した系統は全量品質評価試験に使用するものとする。

## 5. 委員

- (1) 研究会は、実需者、試験研究機関、生産者団体、財団法人いも類振興会をもって構成する。
- (2) 委員の委嘱については事務局が行い、任期は2年とするが、再任は妨げない。
- (3) 構成委員

中本 知見（みかど農産株式会社）

椎名隆次郎（日農化学工業株式会社）

渋谷 功太（渋谷食品株式会社）

郷原 茂樹（有限会社フェスティバロ社）

齋藤 浩一（株式会社川小商店）

奥野 博紀（霧島酒造株式会社）

片山 健二（(独)農業・食品産業技術総合研究機構  
作物研究所 畑作物研究領域）

吉永 優（(独)農業・食品産業技術総合研究機構  
九州沖縄農業研究センター 畑作研究領域）

## 6. 研究会の運営

- (1) 研究会は、必要に応じ関係機関・団体等の意見等を聴取することができる。
- (2) 研究会の事務局は、財団法人いも類振興会に置くものとする。